

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年5月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

(1) 業務名

孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務

(2) 業務内容

孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年12月31日まで

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務委託予定者を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機

関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 22 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（５）県税を滞納している者でないこと。

（６）消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（７）県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておける者であること。

（８）その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 手続等

(1) 事務局

福島県危機管理部災害対策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（北庁舎3階）

電話 024(521)7194 F A X 024(521)7920

メールアドレス saigai@pref.fukushima.lg.jp

(2) 手続のスケジュール等について

募集要領のとおり。